

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減免等に関する
取扱要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和6年11月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 古川 隆三郎



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第17号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減免等に関する
取扱要綱の一部を改正する要綱

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減免等に関する取扱
要綱（平成20年長崎県後期高齢者医療広域連合告示第19号）の一部を次のように
改正する。

第6条、第7条及び第8条中「連合長」を「広域連合長」に改める。

第9条中「被保険者証に必ず証明書等を添えて、」を削り、「大正11年法律第70
号。」を「大正11年法律第70号」に改め、「（以下「保険医療機関等」という。）
に」の次に「当該証明書等を」を加える。

第10条中「連合長」を「広域連合長」に改める。

附 則

この要領は、令和6年12月2日から適用する。